

## 違反食品の発見について

～基準値を超える農薬を検出した農産物について～

横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所が、6月14日に抜き取り検査した『きゅうり』及び『こまつな』から、農薬の殺虫剤プロチオホスが基準を超えて検出されましたので、食品衛生法第11条第3項違反として、生産者等に回収を命じました。

1 名称	きゅうり	こまつな
2 出荷形態等	ダンボール	合成樹脂製折りたたみ式 コンテナ
3 生産者	横浜市内の農家	
4 出荷日	平成23年6月14日	平成23年6月13日
5 出荷数量	3箱 計14kg (うち販売済み数量 3箱)	25ケース 計125kg (うち販売済み数量 25ケース)
6 抜き取り場所	横浜市中心卸売市場本場内の卸売会社	
7 抜き取り日	平成23年6月14日	
8 違反内容	食品衛生法第11条第3項違反 プロチオホス 0.07ppm(mg/kg) 検出	食品衛生法第11条第3項違反 プロチオホス 0.55ppm(mg/kg) 検出
	(基準値 0.01ppm 以下)	
9 検査機関	横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所	
10 措置	生産者に対して、神奈川県就農参入支援課が農薬の適正使用の徹底を指導しました。 また、横浜市では、20日、21日に当該品の回収を命じました。	
11 健康への影響	今回の検出量であれば、健康への影響はありません。	

本件については、神奈川県環境農政局就農参入支援課が本日記者発表を行っておりますので、そちらもご参照ください。

### 参考 プロチオホスについて

有機リン系殺虫剤で、アブラムシ類に有効です。効果の発現はやや遅いが、持続性があります。

- ・ A D I (1日許容摂取量：毎日一生食べ続けても健康に悪影響がでない量)

0.0015mg/kg 体重/日

今回『きゅうり』から検出された値(0.07ppm)で換算すると、体重50kgの人が、この『きゅうり』を洗わずに毎日一生涯1071g食べ続けても、健康への影響はありません。

今回『こまつな』から検出された値(0.55ppm)で換算すると、体重50kgの人が、この『こまつな』を洗わずに毎日一生涯136g食べ続けても、健康への影響はありません。

お問い合わせ先

横浜市保健所食品衛生課長 桃井 宏之 Tel 045-671-2435

平成23年6月22日

記者発表資料

## 残留農薬基準値を超過した農産物について

平成23年6月20日(月)に、横浜市保健所から食品衛生法に基づき、平成23年6月14日(火)に横浜中央卸売市場で収去した「キュウリ」及び「こまつな」から、食品衛生法の残留農薬基準を超える「プロチオホス」(殺虫剤)が検出されたとの情報提供があった。

「キュウリ」0.07mg/kg(基準値0.01mg/kg)

「こまつな」0.55mg/kg(基準値0.01mg/kg)

県では、平成23年6月21日(火)に農薬取締法に基づき各生産者への立入検査を実施し、指導を行いました。

収去とは、食品衛生法第28条の規定により、食品衛生監視員が食品関係営業施設に立入り、試験検査をするために必要な限度で食品及び食品添加物等を無償で持ち帰ることをいいます。

### 1 農薬取締法に基づく生産者に対する立入検査結果

#### (1) キュウリ生産者(横浜市港北区)

##### ア 栽培・出荷状況

##### (ア) 栽培面積

キュウリを約450㎡のハウスの一部50㎡で、キュウリ50株を栽培

##### (イ) 出荷状況

5月28日から出荷が開始され6月16日まで計6回で83kgのキュウリを出荷

##### (ウ) 出荷先

横浜中央卸売市場内の卸売会社

##### イ 農薬使用状況

立入検査の結果、5月9日に、別の畑で栽培しているキャベツに、プロチオホス乳剤(商品名:トクチオン乳剤)を使用し、その残液を作物登録があるかどうかの確認を行わないまま、適用がない「キュウリ」に散布した。

農薬取締法に基づく、農薬登録における適用作物でない。

##### ウ 指導事項

農薬の使用状況が農薬取締法の使用基準違反に該当することから、農薬の登録内容を確認して使用することなど、農薬の適正使用の徹底を口頭で指導した。

##### エ その他

既に出荷された「キュウリ」については、横浜市保健所から、出荷者に対して回収が命じられた6月13日の出荷分以外についても、出荷先の卸売会社を通じて自主回収を実施している。

また、生産者は、当該キュウリの生産を自主的に取りやめる予定。

(2) こまつな生産者(横浜市都筑区)

ア 栽培・出荷状況

(ア) 栽培面積

90アールの露地畑でこまつな及びハウレンソウを周年で栽培

(イ) 出荷状況

当該農薬が残留した可能性があるこまつなは、6月13日から出荷が開始され、6月20日まで計3回で1,700束(約550kg)を出荷

(ウ) 出荷先

横浜中央卸売市場内の卸売会社

イ 農薬使用状況

立入検査の結果、6月6日に、庭木にプロチオホス乳剤(商品名:トクチオン乳剤)を散布し、農薬散布機を洗浄しないまま翌日(6月7日)にこまつなに登録のある農薬を散布した。

このため、農薬散布機に残ったプロチオホス乳剤が検出されたと推測される。

ウ 指導事項

農薬の使用状況は農薬取締法の使用基準違反には該当しないが、不適切な取り扱いにあたることから、農薬散布機の洗浄の徹底等を指導した。

エ その他

既に出荷された「こまつな」については、横浜市保健所から出荷者に対して回収が命じられた6月13日の出荷分以外についても、出荷先の卸売会社を通じて自主回収を実施している。

また、生産者は、当該農薬が残留した可能性がある「こまつな」については自主的に廃棄する予定。

2 今後の対応

県関係機関、市町村及び農業団体に対し、機会を捉えて農業者等に対する農薬散布機の洗浄など農薬適正使用の徹底を依頼し、再発防止を図る。

本件については、横浜市保健所が本日記者発表を行なっておりますので、そちらもご参照ください。

(問い合わせ先)

神奈川県環境農政局農政部就農参入支援課

課長 西田 電話 045-210-4440

就農・普及指導グループ 石井 電話 045-210-4446